

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

10月8日発行

Vol.177

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

10/1 水 南相馬市HP「フォトレポ」から

# 鹿島区西町団地竣工式

南相馬市が鹿島区西町に建設をしていた災害公営住宅が完成し、竣工記念式典が行われました。



2ページをご覧ください。

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・鹿島区西町団地竣工式 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 6
- 双葉町 ----- 7
- 大熊町 ----- 10
- 富岡町 ----- 13
- 郡山市 ----- 15
- いわき市 ----- 16

●三条市News

- ・福島県知事選挙  
福島県議会議員補欠選挙(いわき市)  
不在者投票について ----- 3

●環境省

- ・中間貯蔵施設の用地補償等に関する  
お問い合わせ窓口(フリーダイヤル)  
受付日時の拡充について ----- 12

●交流ルームひばり通信

- ・こども芋掘り体験 ----- 16
- ・県央食品卸売センター  
感謝祭7周年記念 ----- 17
- ・「仲道郁代 おはなし&コンサート  
不思議ボール」ご招待 ----- 17
- ・10月の「ひばり」 ----- 18

福島県知事選挙

10/26

10/1 水

# 鹿島区西町団地竣工式

市が鹿島区西町に建設をしていた災害公営住宅が完成し、竣工記念式典が行われました。

今回完成した住宅は、2DK（1階）が15戸、子育て世帯にも対応したメゾネットタイプの4DK（2・3階）が15戸の鉄筋コンクリート造3階建て5棟で、鹿島区を中心に位置するまちなか居住型集合住宅タイプです。住民同士の交流を考え、集会所を設置するなど、人々が集える空間を実現しています。また、高齢者の方々が安心して暮らせるよう、バリアフリーにも配慮した設計となっています。

式典では桜井市長から入居者の代表にレプリカの鍵が手渡され、テープカットを行いました。



代表者へ鍵渡し



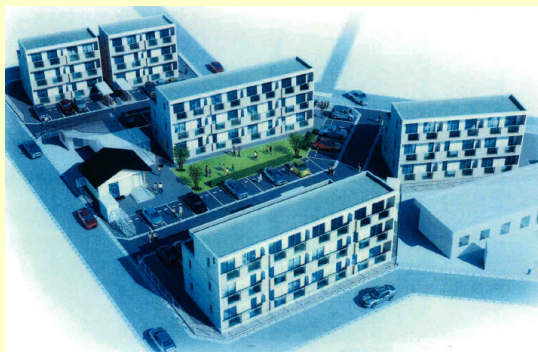
テープカット



室内の様子(1階和室)



室内の様子(1階洋室・台所)



# 福島県知事選挙

いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙も同時に行われます。

投票日は 10月26日(日)です。

三条市で不在者投票ができます！

●期間 **10月10日(金)～25日(土)**

※いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙の不在者投票期間は、**10月17日(金)～25日(土)**となります。

●時間 10月10日(金)～17日(金)…午前8時30分～午後5時30分(土・日、祝日を除く)  
10月20日(月)～25日(土)…午前8時30分～午後8時

※**三条市長選挙が無投票の場合は、24日(金)で不在者投票を締め切ります。**  
その際は、10月20日(月)～24日(金)も、午前8時30分～午後5時30分となります。

●場所 三条市役所第二庁舎1階 三条市選挙管理委員会

手続方法

まだ請求していない方は  
お早めに！

①投票用紙一式を請求する。

避難元市町村の選挙管理委員会から届いた不在者投票用「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。(メールやFAXでは請求できません。)

避難元市町村の投票所(期日前投票所を含む)で投票する方は、請求しないようにご注意ください。  
請求してからは、避難元市町村で投票することができなくなる場合があります。

②投票用紙一式を受け取る。

避難元市町村の選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。

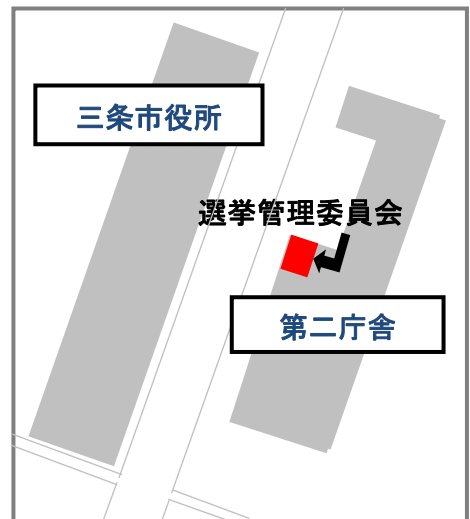


証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。  
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

避難元市町村に投票済みの用紙を郵送する必要があるため、**早めの投票をお願いします。**



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5511 内線320





## 南相馬市からのお知らせ

### 南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数

#### 【都道府県別】

2014.10.2現在（南相馬市HPより）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	5,242	群馬県	189	石川県	33	長崎県	8	山口県	2
宮城県	1,939	山梨県	83	京都府	26	島根県	6	和歌山県	1
<b>新潟県</b>	<b>773</b>	長野県	77	福井県	21	熊本県	6	高知県	1
山形県	764	北海道	76	沖縄県	21	福岡県	4	徳島県	-
東京都	694	秋田県	71	青森県	19	三重県	3	鳥取県	-
茨城県	637	静岡県	64	岐阜県	12	奈良県	3	宮崎県	-
埼玉県	602	岩手県	61	岡山県	12	香川県	3	鹿児島県	-
栃木県	475	愛知県	46	広島県	11	愛媛県	3	海外	13
千葉県	437	兵庫県	38	滋賀県	9	佐賀県	3	<b>合計</b>	<b>12,916</b>
神奈川県	384	大阪府	33	富山県	8	大分県	3	(9/25 12,956)	

#### 【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
相馬市	1,371	喜多方市	59	棚倉町	18	北塩原村	5	合計	5,242
福島市	1,325	本宮市	33	会津美里町	16	玉川村	5		
いわき市	683	会津坂下町	31	西会津町	13	泉崎村	4		
郡山市	531	西郷村	28	田村市	12	浅川町	3		
会津若松市	276	南会津町	25	磐梯町	9	広野町	3		
新地町	255	川俣町	24	金山町	7	国見町	2		
二本松市	120	猪苗代町	24	下郷町	6	天栄村	2		
伊達市	112	鏡石町	21	矢吹町	6	鮫川村	2		
須賀川市	93	桑折町	20	矢祭町	6	石川町	2		
白河市	62	三春町	20	古殿町	6	小野町	2		



みなみそうまチャンネル

Channel assist by yoozma www.yoozma.jp



電話でのお問合せ  
TEL:0244-24-1222

南相馬市

#### 今週の番組(90分) ※パソコン視聴・アクティブラ配信

1. オープニング&今週の番組 [0分~]
2. 西町団地竣工式(鹿島区西町災害公営住宅) [2分~]
3. 平成26年 南相馬市総合防災訓練 [7分~]
4. 市長訪問報告 音楽による復興支援ウイーン・フィル表敬訪問 [37分~]
5. 平成26年度市役所便り 福島県知事選挙のお知らせ [40分~]
6. 市長訪問報告 還暦軟式野球選手権全国大会出場報告 [47分~]
7. ガンバレシブ第95回 秋刀魚の梅シソチーズ巻き [49分~]
8. JR常磐線 広野駅~竜田駅間 運転再開 [63分~](リクエストアワー)
9. サービスエリア活用拠点施設建設工事 起工式 [73分~]
10. 平成26年度市役所便り 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険一部負担金等の免除期間延長 [83分~]
11. 平成26年度市役所便り 国保の保険証更新 [86分~]
12. 旧警戒区域ライブカメラのお知らせ [89分~]

#### 番組内容 [10/8~10/14]

今週は西町団地竣工式（鹿島区）の様子や、市民参加の総合防災訓練の様子などをお届けします。

- ◆旧警戒区域ライブカメラ
  - ・午前10時23分~
  - ・午後1時23分~
  - ・午後4時23分~



秋刀魚の梅シソチーズ巻き

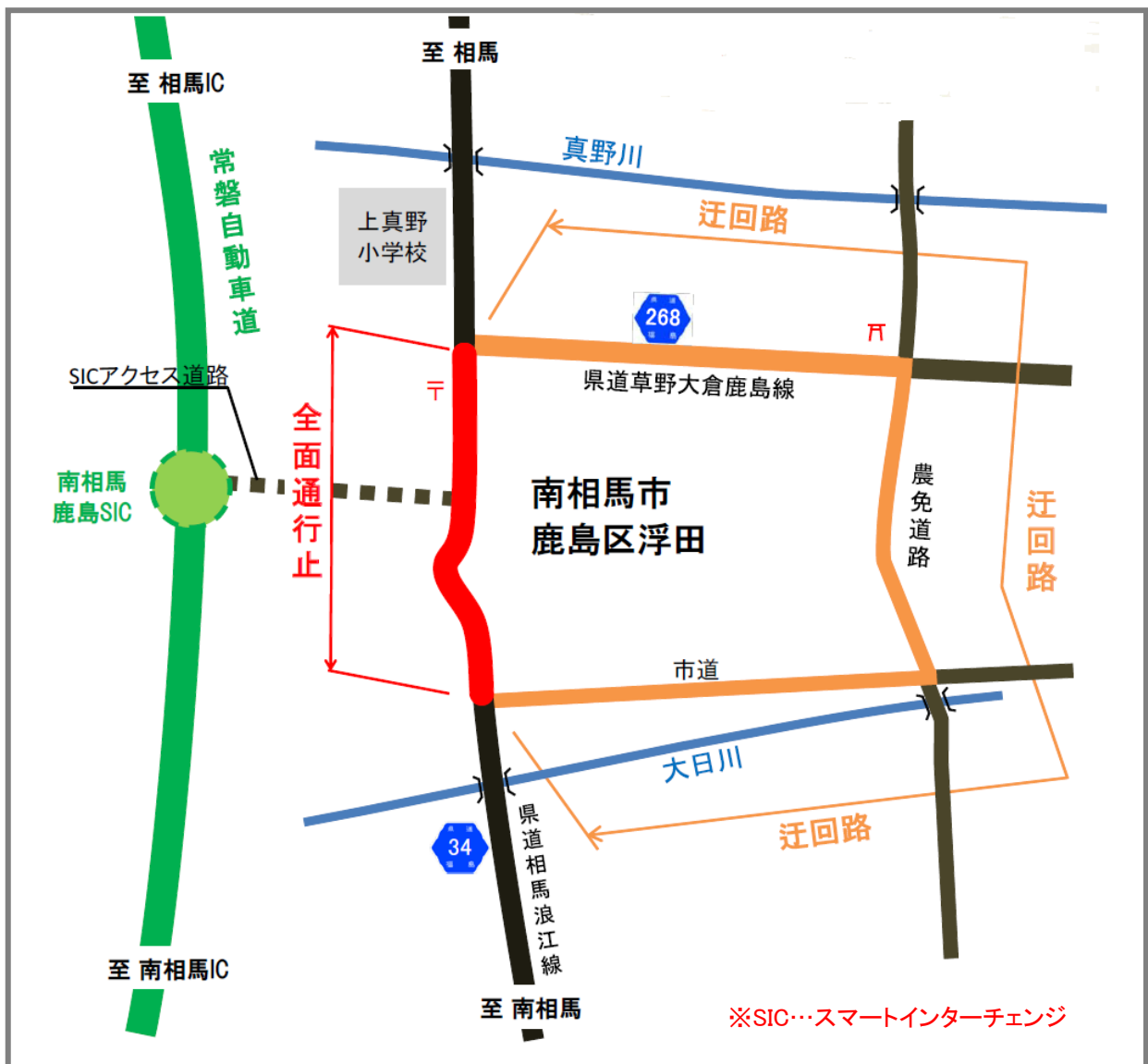
県道34号(相馬浪江線) 鹿島区浮田地区 全面通行止のお知らせ

10月6日HP更新

復興事業の加速に伴い、南相馬鹿島スマートICに関する道路工事を行います。  
このため、県道34号(相馬浪江線)の鹿島区浮田地区において全面通行止を行います。

全面通行止期間

11月10日(月)午前9時～21日(金)午後4時



問い合わせ

福島県相双建設事務所事業部道路課

TEL 0244-26-1215 / 0244-26-1333(夜間休日)



## 浪江町からのお知らせ

## 浪江町内における蜂の巣駆除について

10月2日HP更新

現在、全町民が避難中であり、自ら蜂の巣を駆除することが困難な状況にあるため、巣が放置され、周辺にも危険が及んでおり、人的被害も発生しています。

このため、個人の所有地・管理地を含む町内全域において被害を及ぼす可能性のある蜂の巣については、町が駆除することとしました。

蜂の巣駆除を希望する方は、次の内容を確認の上、申請手続きを行ってください。

## 駆除をする際に確認していただきたいこと

申請により町が駆除を行うのは、次の(1)から(6)の要件を全て満たす場合に限りです。

- (1) 駆除する蜂の巣の場所が特定されていること
- (2) 町内の建物、工作物または敷地に蜂が営巣し、人的な被害を及ぼすおそれがあるとき
- (3) 蜂の巣の所在する建物等の所有者または管理者の同意があること
- (4) 駆除するに当たり、所有者等に立ち会い求めた場合、それに応じることが可能であること
- (5) 駆除するに当たり、その作業員の作業上の安全が確保されること
- (6) 駆除するに当たり、建物等に損害を与えるおそれがないこと

※以下の要件に該当する場合は、駆除することができない場合があります。

- ・業者が対応できないとき(日時・場所等)
- ・所有者等に立ち会いを求めた際、それに応じられないとき
- ・天井裏、床下等で構造物を壊さなければ駆除できないとき



## 駆除方法・費用について

基本的に町が業者に依頼します。費用は町負担となります。個人負担はありません。

## 駆除までの流れ

申請 ⇒ 現場確認(場合により職員が駆除) ⇒ 業者に依頼 ⇒ 駆除

## 申請の方法

蜂駆除申請書に必要事項を記入の上、浪江町役場本庁舎帰町準備室または二本松事務所総務課、各出張所窓口へ提出してください。

## 【郵送先】

〒979-1592  
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2  
浪江町役場帰町準備室

問い合わせ

帰町準備室 危機防災係

TEL 0240-34-0229



## 双葉町からのお知らせ

## 町長メッセージ

10月1日HP更新

～中間貯蔵施設への町の対応について～

中間貯蔵施設の問題については、8月30日に県知事が大熊、双葉両町の町長、議長に対して「福島県の一日も早い環境回復を図り、復興を実現するために、正に苦渋の判断であるが、中間貯蔵施設の建設受け入れを容認する」との判断を受け止め、町として地権者の理解を得ることが最も重要であると判断し、9月1日に安倍内閣総理大臣と石原環境大臣、根本復興大臣に対して、大熊町長とともに地権者への説明を認めることをお伝えしました。

今回の中間貯蔵施設に関する動きの中で、町が施設建設を受け入れたかのような報道がされておりますが、これは、あくまでも町として地権者への説明を認めるとの判断をしたものであり、建設受け入れの判断はしておりませんので、町民の皆さまのご理解をお願いいたします。

ここで、8月25日以降の経過について、町民の皆さまにご説明申し上げます。

8月25日、県知事から大熊、双葉両町長に対して県独自の財政措置の提示がありました。これは、県が地権者に対する生活再建支援を始め、その他町の地域振興等に必要な様々な課題に対応するため、2町合わせて150億円を町に交付するといった内容でありました。

翌26日には、石原環境大臣が同席し、国・県が町議会全員協議会において説明を行いました。その中では、中間貯蔵施設に係る交付金の配分として2町に850億円を措置し、県からの独自の財政措置150億円と合わせて総額1,000億円の措置を予定していることと、交付金の使途についての説明がありました。

なお、当日の全員協議会終了後に議会から、早急に地権者説明会を開催するように、との要望書を受け取りました。

さらに、翌27日には、井上環境副大臣が出席して、行政区長会において国と県からの説明がありました。内容は、前日の全員協議会と同じものであり、参加した行政区長からは、地権者への分かりやすく丁寧な説明を心掛けてほしいなどの様々な意見が出されました。

次ページへ続きます 

28日には、根本復興大臣から大熊、双葉両町長と県に対して「大熊・双葉ふるさと復興構想(根本イニシアティブ)」が提示されました。その際、復興大臣からは国が最大限支援していくので、国、県、両町がスクラムを組んで復興に取り組んでいきたいとの発言がありました。

30日の県との協議においては、建設受け入れと搬入受け入れの判断は別であり、地権者に対して分かりやすい丁寧な説明を行うことに加え、5項目の確認事項を付したいとの協議がありました。

その5項目とは、1. 県外最終処分の法案成立、2. 中間貯蔵施設等に係る交付金等予算化、自由度、3. 国による搬入ルート維持管理等及び周辺対策の明確化、4. 施設及び輸送に関する安全性、5. 県・2町との安全協定案の合意であります。知事の考えに対して、私は大熊町長とともに、知事の考えを受け止めることと、地権者への説明を認めることについて発言いたしました。

県と2町との協議に引き続き、県と双葉郡8町村長との協議が開かれ、8町村の議長もオブザーバーで参加する中、県知事より同様の考えが示されました。これに対して、双葉・大熊以外の6町村からは、県と2町の判断について尊重する旨の意見をいただきました。

そして、9月1日に、環境・復興両大臣と県知事及び2町長との協議が開かれ、県からは「条件付き建設受入容認」が、そして大熊、双葉両町長からは、「地権者への説明を認める」ことをお伝えしました。また、同日午後の、首相官邸での県知事による安倍総理大臣への申し入れの際に、私と大熊町長も同席し、県の判断と2町の考えを知事よりお伝えいただきました。その際に私と大熊町長からは、両町及び双葉郡の将来像の早期かつ具体的提示と、長期にわたる本県の地域振興等への財政措置も含めた対応を政府一丸となって取り組んでほしいと要望したところであります。

今後も地権者の皆さんの意向を最大限尊重していくことが現時点で重要と考えており、国による地権者説明会において、私は、国に対して地権者からの様々な質問等に丁寧に答え、地権者に寄り添った対応を求めていくとともに、今後も慎重な対応を心掛けてまいりますので、改めてご理解とご協力をお願いいたします。また、地権者以外の皆さまの質問や意見に対しては、環境省内にコールセンターが設置されておりますので、ご活用ください。

双葉町長 伊澤 史朗



## 住居確保にかかる費用の賠償についてのお知らせ

10月3日HP更新

住居確保にかかる費用の賠償について、町民の方から多くの意見が寄せられていますが、その意見に対して東京電力から回答がありましたのでお知らせします。

**Q1** 平成23年3月11日時点で避難等対象区域の借家に居住しており、避難後も借家に居住して家賃の実費が発生しているため家賃賠償を請求しているが、この度の住居確保にかかる費用の賠償(借家)を請求することは可能か。

## 【東電の回答】

新たな住居に転居しなくても、現在ご避難されている先の借家を移住先としてご請求いただけます。ただし、その場合でも、避難を継続されているものとして、賠償対象期間の範囲においてその他実費等(家賃にかかる費用相当額を含む)をご請求いただけます。

**Q2** 平成23年3月11日時点で避難等対象区域の借家に居住しており、現在仮設住宅または借上げ住宅に居住しているが、現在の居住地を移住先として、住居確保にかかる費用の賠償(借家)は請求することは可能か。

## 【東電の回答】

仮設住宅にお住まいの方につきましては、仮設住宅が避難のための応急的な住宅であり、取り壊しを前提としていることから、ご請求いただけません。帰還・移住先として恒久的な住宅を確保された後に改めて住居確保にかかる費用(借家)をご請求くださいますようお願い申し上げます。

また、避難先として借上げ住宅にお住まいの方につきましては、借上げ住宅は恒久的な居住施設と考えられることから、帰還・移住先とする場合はご請求いただけます。

**Q3** 住居確保にかかる費用の賠償を請求したことにより、精神的損害、避難費用の賠償が打ち切られるのか。

## 【東電の回答】

避難生活等による精神的損害の賠償について、住居確保にかかる費用の賠償のご請求により、支払われなくなることはございません。

避難費用については、避難指示解除後相当期間まで、もしくは、従前住居もしくは他所で取得または賃借した住居を生活の本拠とした時点までとさせていただきます。なお、当面の間は、個々のご事情があると想定されることから、住居確保にかかる費用の賠償をご請求した事実のみでは避難費用の賠償対象となる期間が終わるとはみなさず、ご請求者様のご申告を尊重のうえ、判断させていただきます。

## 【上記の回答に関する問い合わせ】

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

☎ 0120-926-404 (受付時間:午前9時から午後9時)

問い合わせ

復興推進課

TEL 0246-84-5203

第10回双葉町復興推進委員会を開催しました

10月7日HP更新

双葉町では、町民の生活再建と双葉町の復興に向けて平成25年6月に策定された「双葉町復興まちづくり計画(第一次)」を実施していくにあたり、計画に書かれた施策の推進方策、特にコミュニティの形成のあり方や、町の復興を巡る情勢変化および町民意識の変化に沿った計画のあり方に関する意見を求めるため、双葉町復興推進委員会を設置し、第10回目となる委員会を開催しました。

今回の会議では、復興庁から「大熊・双葉ふるさと復興構想」について説明がありました。その後、「座談会を踏まえた、長期ビジョンの基本的な考え方等」について説明し、意見交換を行いました。

次回の委員会では、双葉町の復興の絵姿について検討していく予定です。

**議事概要を添付しました。**

※双葉町の世帯のみ

問い合わせ

復興推進課

TEL 0246-84-5203



大熊町からのお知らせ

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

10月6日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率( $\mu$ Sv/h)									線量計
			8/7	8/14	8/21	8/28	9/4	9/11	9/18	9/25	10/2	
23	夫沢	西北西約2.3km	7.6	7.0	7.3	7.3	7.6	7.2	7.6	7.3	7.6	NaI
25	野上	西約14km	1.2	1.4	1.1	1.2	1.2	1.3	1.2	1.2	1.3	NaI
26	野上	西約11km	1.3	1.2	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	NaI
29	夫沢	西約2.4km	11.0	10.9	10.1	10.5	11.4	10.7	11.1	10.9	10.7	IC
30	夫沢	西約2.6km	10.4	10.4	10.0	10.0	10.7	10.0	10.7	9.9	10.3	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	NaI
35	野上	西南西約6.6km	4.9	4.9	5.1	4.7	4.9	4.8	4.9	4.7	4.8	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	3.3	3.1	3.2	3.0	3.2	3.0	3.2	3.1	3.2	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	27.9	27.1	27.4	25.9	25.7	27.6	26.3	27.4	27.2	IC
38	小入野	西南西約3.7km	3.5	3.4	3.3	3.1	3.5	3.5	3.4	3.3	3.3	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	16.9	16.8	17.7	15.8	17.8	17.8	17.7	17.0	17.6	NaI
50	熊川	南約4.0km	8.3	7.9	8.1	7.6	8.2	8.2	8.1	8.0	8.0	NaI

線量計の種類 NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値 / IC : 電離箱による値  
測定実施者:電力会社

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課

TEL 03-5114-2125

## 国道6号・県道36号の特別通過交通のステッカーを返却してください

10月6日HP更新

9月15日付けの当該制度の改正により、国道6号および県道36号の通過交通の運用が変更され、当該区間の走行については、ステッカーが不要となりました。

つきましては、これまで国道6号(双葉町側)～国道6号(富岡町側)／国道6号(双葉町側)～県道36号ルートの通行に使用していたステッカーを、**11月28日(金)までに**次の方法で返却をお願いします。

## 返却方法

1. 窓口返却
  - ・大熊町役場会津若松出張所 環境対策課
  - ・大熊町役場いわき出張所
  - ・大熊町役場中通り連絡事務所
2. 郵送

## 【郵送先】

〒965-0873  
 福島県会津若松市追手町2番41号  
 大熊町役場 会津若松出張所 環境対策課

問い合わせ

環境対策課

☎ 0120-26-3844(代)

## 水道管被害調査に伴う閉栓作業のお知らせ

10月3日HP更新

双葉地方水道企業団では、大川原地区における水道管の被害調査を実施するため、同地区において水道を使用している方の自宅の水道メーターの止水栓を閉めさせていただきます。その際、作業のため私有地内に立ち入らせていただくことがあります。

## 作業期間

10月7日～12月26日

## 施工業者

株式会社青田設備

※作業従事者は企業団発行の身分証明書を携行しています。



問い合わせ

双葉地方水道企業団 施設課

TEL 0240-25-5341



環境省

# 中間貯蔵施設の用地補償等に関する お問い合わせ窓口(フリーダイヤル) 受付日時の拡充について

環境省では、10月1日(水)から相談室を開設し、地権者の皆様の補償等に関するお問い合わせなどに対応させていただいています。

今般、地権者の皆様のご要望も踏まえ、10月6日(月)からお問い合わせ窓口(フリーダイヤル)の受付日時を次のとおり拡充いたしました。

## ◆お問い合わせ窓口

環境省福島環境再生事務所 中間貯蔵施設等整備事務所 説明会担当係

 **0120-50-0928**





【変更前】受付時間: 平日 午前9時30分～午後6時



【変更後】受付時間: 平日 **午前9時～午後9時**  
**土曜 午前9時～午後6時**

その他、4カ所の相談室の相談時間は次のとおりです。

## ◆お問い合わせ窓口および相談室

- 福島環境再生事務所 福島相談室  
(福島市栄町1-35 福島キャピタルフロントビル7階)  
 **0120-008-138**
- 福島環境再生事務所 郡山相談室  
(郡山市大町1-1-8 NKビル4階)  
 **0120-226-702**
- 福島環境再生事務所 会津相談室  
(会津若松市インター西88 2階 会津支所内)  
 **0120-336-053**
- 福島環境再生事務所 いわき相談室  
(いわき市平字小太郎町2-6 いわきフコク生命ビル3階)  
 **0120-808-870**

■ 各相談室相談時間 平日 午前9時～午後6時

問い合わせ

環境省福島環境再生事務所 中間貯蔵施設等整備事務所 説明会担当係

 **0120-50-0928**





## 富岡町からのお知らせ

## 一部の仮設トイレの撤去について

10月3日HP更新

富岡町内に設置している仮設トイレについて、仮置場の整備に伴い、仏浜集会所および毛萱集会所の2カ所を、10月末で廃止することになりましたのでお知らせします。

今後は、お近くの仮設トイレ(富岡駅駐車場等)を利用してください。

問い合わせ

生活環境課 環境衛生係

0120-33-6466

## スズメバチにご注意ください

10月3日HP更新

スズメバチは家の軒先や庭木に巣を作り、大きくなると蜂の数も増え駆除には専門家による作業が必要となります。また、スズメバチに刺されると、蜂毒アレルギー体質の方は重症化や死亡する例もありますので、刺された場合は自己判断せずに必ず医師の診断を受けてください。

スズメバチのような肉食性の蜂は、攻撃的で縄張り意識が強く、巣に近寄るだけで刺そうとします。夏から秋(6月～11月)はスズメバチの活動が特に活性化しますので、一時帰宅の際などは十分にお気をつけください。

## ◆スズメバチ対策◆

- ・巣に近づかない。巣に石を投げたりして蜂を刺激しない。
- ・巣の前を急いで横切るなどの急激な動作を避ける。
- ・巣の近くで芳香のある香水やヘアスプレーなどの化粧品を使用しない。  
また、虫除けの超音波装置も蜂を刺激するので使用しない。
- ・純毛製品や黒い衣服より、白っぽい衣服が安全性は高い。
- ・蜂がいる場所で、果実を食べたりジュースなどの甘味料を飲まない。
- ・駐車中の自動車の窓は必ず閉めておく。
- ・屋外でスズメバチ類の巣と突発的に遭遇し、見張りの蜂に威嚇や攻撃を受けた場合は、大声で騒いだり腕で蜂を追い払う動作をせず(蜂は左右や急激な動きに敏感)、頭を隠し姿勢を低くしてその場からゆっくり離れる。



※蜂の巣の情報や駆除の相談等は、富岡町役場生活環境課環境衛生係まで連絡をお願いします。

問い合わせ

生活環境課 環境衛生係

0120-33-6466

## 訓練(10月14日実施)に伴う交通規制および立入りの制限について

10月6日HP更新

福島県と双葉消防本部は、郡内における救急救命体制の強化、県内消防本部・医療機関との連携強化のため、以下のとおり訓練を実施します。

訓練実施中は、会場への立入りを制限しますので、役場駐車場に設置された仮設トイレ・水汲み場の利用および役場敷地に隣接する道路(町道関根大原線)の通行ができなくなります。

## 名称

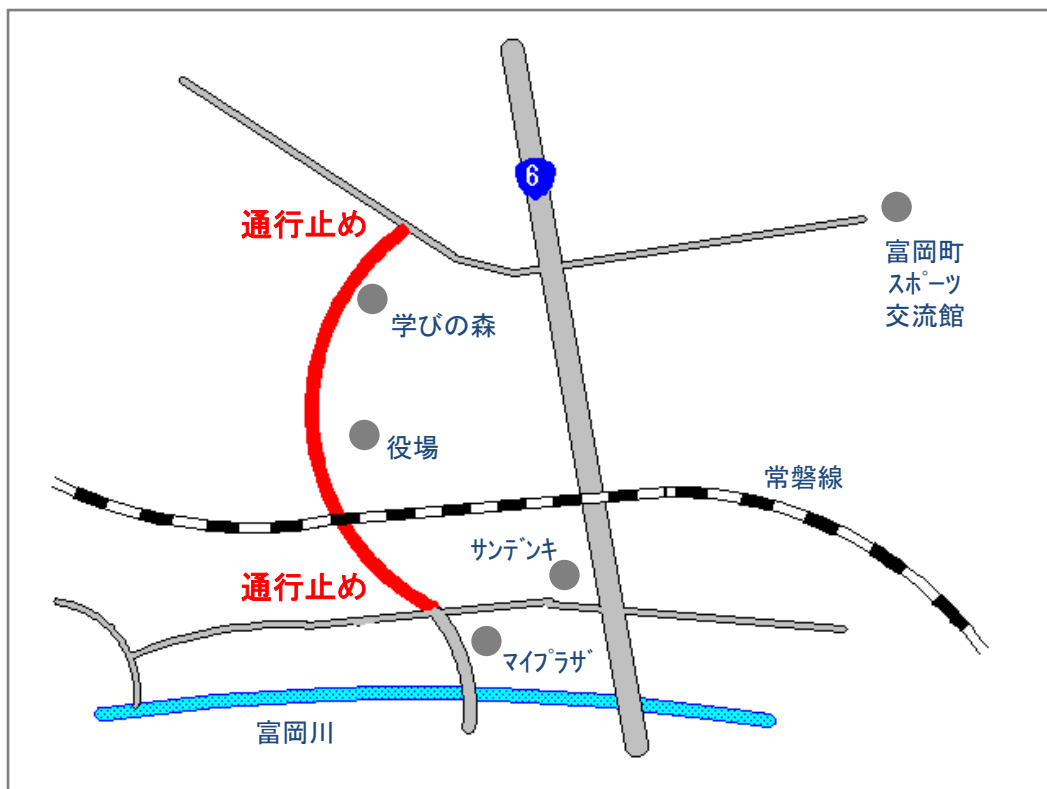
平成26年度多数傷病者対応訓練

## 日時

10月14日(火)午前9時～午後0時30分

## 会場

富岡町役場駐車場、学びの森駐車場、町道関根大原線、JR富岡駅町営駐車場



問い合わせ

富岡町役場

0120-33-6466



## 郡山市からのお知らせ

### 仮置場について

10月7日HP更新

市では、国道、県道、市道の除染で発生する除去土壌等を保管するための仮置場を次のとおり設置し、国が整備する中間貯蔵施設へ搬出するまでの間、安全に管理していきます。

地区	保管容量(m <sup>3</sup> )	保管形態	搬入状況	所有者
日和田町高倉	6,000	地上保管	平成26年9月下旬から開始	県

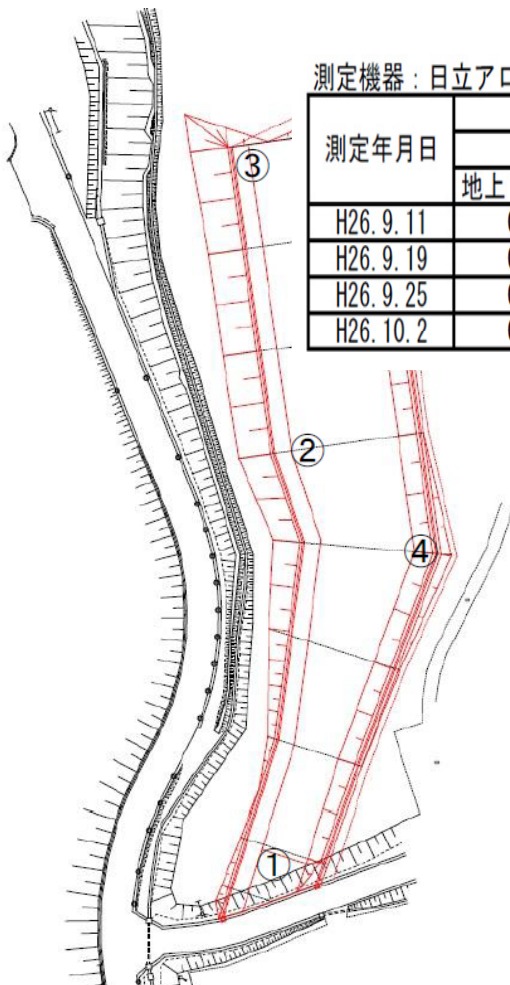
※本市の場合、仮置場に保管するものは除去土壌のみです。

### 仮置場の安全対策

仮置場は、除去土壌等を安全に保管するため、国の「除染関係ガイドライン」に基づいて設置し、安全に管理します。

### 仮置場の空間放射線量率等のモニタリング

測定は、搬入開始前に一度行い、除去土壌等の搬入を開始し、保管を継続している間、週に1度測定します。また、地下水を月に1度採取した上、放射性物質の濃度を測定し、安全を確認します。



測定機器：日立アロカTCS-172B

単位は全てマイクロシーベルト/時

測定年月日	地点							
	No. 1		No. 2		No. 3		No. 4	
	地上 1 cm	地上 1 m	地上 1 cm	地上 1 m	地上 1 cm	地上 1 m	地上 1 cm	地上 1 m
H26. 9. 11	0.12	0.1	0.15	0.18	0.16	0.3	0.16	0.19
H26. 9. 19	0.11	0.11	0.11	0.16	0.15	0.22	0.12	0.14
H26. 9. 25	0.12	0.13	0.13	0.14	0.15	0.22	0.14	0.16
H26. 10. 2	0.15	0.17	0.18	0.18	0.25	0.33	0.16	0.17

問い合わせ

生活環境部原子力災害総合対策課

TEL 024-924-4731



## いわき市からのお知らせ

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付は

10月31日(金)に終了します

10月3日HP更新

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の家計への影響を緩和し、消費の下支えを図るため、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

給付金を受け取るためには、必ず申請を行う必要があります。

いわき市の申請受付期限は**平成26年10月31日(金)(当日消印有効)**です。

期限までに申請がない場合は辞退したとみなされますので、忘れずに申請してください。

問い合わせ

臨時福祉給付金推進室  
子育て世帯臨時特例給付金推進室

TEL 0246-22-7012

TEL 0246-22-7034

## 交流ルームひばり通信

## こども芋掘り体験

いつも、おいしいお米や新鮮な野菜を頂戴している下田地区の渡辺様より、お子さんに芋掘り体験の提案をいただきました。

おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、ご家族で参加しませんか。一汗流した後は、下田の温泉に入って秋の味覚を味わうのも気持ちいいですよ。お帰りには、頑張ったお礼に渡辺様より、1家族1袋のさつま芋のおみやげ付きです。3連休の思い出にぜひご参加ください。

日時 **10月12日(日)** ※雨天の場合は、13日(月・祝)

午前9時30分 交流ルーム「ひばり」出発

午前10時～11時 芋掘り作業

午前11時頃 現地解散

場所 下田地区 渡辺様所有畑 ※参加者に後日詳細を連絡します。

持ち物 長靴、軍手、ゴム手袋、タオル、動きやすい服装でお願いします。



※小学生・中学生・高校生だけの参加も歓迎します。  
久しぶりに畑で土いじりしたい方もぜひご参加ください。

申込締切  
10月10日(金)正午  
交流ルーム「ひばり」  
TEL 0256-33-8650



# 県央食品卸売センター 感謝祭7周年記念

三条市の台所、県央食品卸売センターから、今年も感謝祭へのお誘いをいただきました。普段は、卸売を主としていますが、毎月、第二・第四の土曜日は、お客様感謝デーと銘打って、市民の皆さんに買い物に来ていただいているそうです。

特価商品の販売、お子さんにはゲームなど楽しいイベントやテナントの出店もあります。

ぜひ、お仲間をお誘いの上、ご来場ください。

日時 **10月11日** **土** 午前9時～正午

場所 (株)三条中央青果卸売市場内  
県央食品卸売センター  
TEL0256-34-5855)

※**ひめさゆりカード**を提示していただければ、  
一世帯につき1,000円の買い物券をご用意しています。



問い合わせ  
交流ルームひばり  
TEL 0256-33-8650

# 「仲道郁代おはなし&コンサート 不思議ボール」ご招待

この度、新潟県社会福祉協議会からコンサートのご招待をいただきました。

3歳以上のお子さんと一緒に楽しめるピアノコンサートです。かつて子どもだった大人の方も、お子さんも、みんな一緒に“不思議なたび”へ出かけませんか。

そこで何か大切なものが見つかるはず。

日時 **11月16日** **日** 開場 午後1時30分  
開演 午後2時

会場 りゅーとぴあ 新潟市民芸術文化会館 劇場

対象 親子

※応募多数によりご希望に添えない場合があります。

※会場までの交通、駐車場の確保等は各自でお願いします。

※招待券の転売等は認められません。

**申込締切 10月10日(金)正午**  
**交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650**



## 10月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
				9日	10日	11日
★版画教室 第2・4水曜日 午前10時～正午				ひばり休み 浜通り配布	こども 芋掘り体験 ・ おはなし& コンサート 申込締切	ひばり休み
★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日 午前10時～午後2時						一時帰宅
						県内食品 卸売センター 感謝祭
12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
ひばり休み		ひばり休み	ひばり 茶話会	ひばり休み 浜通り配布		
こども 芋掘り体験	ひばり 午後休み					
19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
		ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み

### 問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail [hibari\\_sanjo\\_nyh@yahoo.co.jp](mailto:hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp)

[開館時間] 9:30～15:00

## 被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
大熊町	0120-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

## 三条市に避難している 世帯数と人数(2014.10.8 現在)

市町村名	世帯数	人数
南相馬市小高区	35	81
南相馬市原町区	5	8
南相馬市鹿島区	1	3
浪江町	8	20
双葉町	4	8
大熊町	1	1
富岡町	2	2
川内村	1	3
いわき市	1	4
郡山市	6	17
合計	64	147

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511